

令和4年10月27日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
イ ノ ベ ー シ ョ ン 社 会 連 携 推 進 機 構 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
未 来 社 会 デ ザ イン 機 構 長
安 全 衛 生 セ ン タ ー 長
男 女 共 同 参 画 推 進 室 長
附 属 図 書 館 長
事 務 局 長
技 術 部 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

殿

学 長

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による
海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第10報】

標記については、令和3年11月15日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第9報】」により通知しているところですが、前記第9報を通知した日以降、日本における水際措置が大きく緩和され、また、政府から示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されているところです。このため、私事による海外渡航及び私事による国内移動の取扱いを一部変更し、別紙のとおり定めましたので、教職員に周知していただくとともに、遺漏ないようご対応願います。

なお、第9報からの主な変更点は下記のとおりです。

また、令和3年11月15日付け「新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて（通知）【第9報】」は、本日をもって廃止します。

記

第9報からの主な変更点

私事による海外渡航及び国内移動の取扱いについて、改める。

私事による海外渡航の取扱い

下線は変更箇所

変更前（第9報）	変更後（第10報）
<p>I 本学の教職員の私事による海外渡航</p> <p>本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、<u>当面の間、自粛するよう強く要請する。</u></p> <p><u>やむを得ず私事による海外渡航をする場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう強く要請する。</u></p>	<p>I 本学の教職員の私事による海外渡航</p> <p>本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、<u>目的地及び経由地における新型コロナウイルス感染症の流行状況及び感染予防措置の程度をあらかじめ把握した上で行うよう求めます。</u></p> <p><u>なお、私事による海外渡航を行う場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう求めます。</u></p>

私事による国内移動の取扱い

下線は変更箇所

変更前（第9報）	変更後（第10報）
<p>I 本学の教職員の私事による国内移動</p> <p>本学の教職員の私事による国内移動のうち、<u>不要不急の帰省、旅行等により特定都道府県を目的地又は経由地として移動するものについては、極力避けるよう求めます。</u></p>	<p>I 本学の教職員の私事による国内移動</p> <p>本学の教職員の私事による国内移動については、<u>目的地及び経由地における新型コロナウイルス感染症の流行状況並びに都道府県からの要請内容をあらかじめ把握した上で行うよう求めます。</u></p>

新型コロナウイルス感染症に関する出張等並びに
私事による海外渡航及び国内移動の取扱い

出張等の取扱い

I 本学の教職員の出張

- 1) 外国出張（日本と外国との間における出張及び外国における出張をいう。以下同じ。）については、目的地におけるレベル（外務省が公表する感染症危険情報におけるレベルをいう。）に応じて次のとおり取り扱う。

感染症危険情報におけるレベル	左記のレベルにある国又は地域を目的地とする外国出張の取扱い
レベル1： 十分注意してください。	感染症対策の徹底を条件として外国出張を認める。
レベル2： 不要不急の渡航は止めてください。	原則として海外出張は認めない。 ただし、旅行命令権者が以下の例示事項を踏まえた上で必要と認めた場合は、この限りでない。
レベル3： 渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	原則として海外出張は認めない。 ただし、旅行命令権者が以下の例示事項を踏まえた上で特に必要と認めた場合は、この限りでない。
レベル4： 退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）	外国出張は認めない。

(例示事項)

- ・ 外国出張の必要性及び緊急性
- ・ 渡航先の大学等からの招へいの有無
- ・ 渡航先における入国制限及び行動制限（入国制限又は行動制限により、渡航目的の達成を妨げるおそれはないか。）
- ・ 渡航先における新型コロナウイルス感染症の流行状況及び感染予防措置の程度
- ・ 渡航先における医療体制及び医療水準（新型コロナウイルスに感染した場合のみならず、一般的な疾病に罹患した場合においても十分な治療を受けることができるか。）
- ・ 出張者が渡航先で新型コロナウイルスに感染した場合における部局の危機管理体制（部局において適切に情報収集を行うことができるか。また、必要な措置（関係者の派遣等）を講じることができるか。）

- ・ 日本への帰国後における措置による業務上の支障の有無（帰国後の自宅、宿泊施設等における隔離又は待機により、業務に支障が生じることはないか。）

なお、外国出張を命じられた教職員は、渡航先で新型コロナウイルスに感染した場合における治療費を補償する海外旅行保険に加入するよう努め、また、「たびレジ」（外務省からの最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービスのこと。）に登録するものとする。

- 2) 国内出張（日本国内における出張をいう。以下同じ。）のうち、特定都道府県（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県をいう。以下同じ。）を目的地又は経由地（経由とは、ある地点を通ることをいう。以下同じ。）とするものについては、緊急事態宣言が解除されるまでの間、原則として、これを認めない（※）。

※ ただし、特定都道府県を経由地とするが目的地としない出張については、旅行命令権者が用務の必要性を判断し、また、次の点を考慮した上で、出張を認めることができるものとする。

- ・ 経由地となる特定都道府県内における移動手段及び滞在時間
- ・ 経由地となる特定都道府県の知事からの要請内容
- ・ 出張者の健康状態（基礎疾患の有無を含む。）
- ・ 前記以外のその他の事情

なお、出張が認められた出張者は、経由地となる特定都道府県においては次の点に留意して出張するものとする。

- ・ 経由地となる特定都道府県内における行為は、専ら移動・乗り換えとすること。
- ・ 経由地となる特定都道府県内における移動に要する時間は、必要最小限とすること。
- ・ 経由地となる特定都道府県内の駅、空港、バスターミナル等での滞在時間は、必要最小限とすること。
- ・ 経由地となる特定都道府県内における移動・乗り換えは、通勤・通学等により混雑していない時間帯に行うことが望ましいこと。
- ・ 感染予防を適切に行うこと。

- 3) 2)に掲げる出張以外の国内出張については、必要性や感染リスク等を十分に考慮し、対応するものとする。また、旅行者は、政府から公表されている「新しい生活様式」の実践例に留意するものとする。

「新しい生活様式」の実践例

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>



移動に関する感染対策

- ・ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ・ 地域の感染状況に注意する。

II 本学の教職員以外の者の出張

本学の教職員以外の者の出張については、I に準じて取り扱う。

III 出発前の上張

既に発令した旅行命令等（本学の教職員の出張に係る旅行命令及び本学の教職員以外の者の出張に係る旅行依頼をいう。以下同じ。）であって、出発前のものについては、次のとおり措置するものとする。

外国出張 必要に応じて発令を取り消す。

I の2) に掲げる出張 原則として、発令を取り消す。

I の3) に掲げる出張 発令を取り消す必要があると認めた出張については、発令を取り消す。

IV 旅費のキャンセル料

旅行命令等の発令をこの取扱いに基づき取り消した場合において、旅費のキャンセル料が生じたときは、「新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付け財務施設部長事務連絡）に基づいて処理するものとする。

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/pdf/2019-nCov/20200228_5.pdf



V 研修

本学の教職員の研修（所属部局長等の承認を受けて勤務場所を離れて職務を行うものであって、旅費の支給が伴わないものをいう。）については、I 及びIII に準じて取り扱う。

私事による海外渡航の取扱い

I 本学の教職員の私事による海外渡航

本学の教職員の私事による海外渡航（出張又は研修によらず、帰省、旅行等のために外国に渡航することをいう。以下同じ。）については、目的地及び経由地における新型コロナウイルス感染症の流行状況及び感染予防措置の程度をあらかじめ把握した上で行うよう求めます。

なお、私事による海外渡航を行う場合は、渡航前に部局の総務担当に渡航計画（出発予定日、帰国予定日、訪問日、訪問予定国、訪問予定都市等）を報告するよう求めます。

私事による国内移動の取扱い

I 本学の教職員の私事による国内移動

本学の教職員の私事による国内移動については、目的地及び経由地における新型コロナウイルス感染症の流行状況並びに都道府県からの要請内容をあらかじめ把握した上で行うよう求めます。

参考資料

事務連絡
令和2年2月28日

各学部長
地域創造学環長
各研究科長
創造科学技術大学院長
電子工学研究所長
グリーン科学技術研究所長
各学内共同研究施設長
情報基盤機構長
全学教育基盤機構長
国際連携推進機構長
安全衛生センター長
男女共同参画推進室長
附属図書館長
保健センター所長
技術部長
各部部長
国際交流課長
監査室長
学長室長

殿

財務施設部長

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて（通知）

やむを得ない理由で発生したキャンセル料等については、従来より個別に妥当性を判断しているところですが、新型コロナウイルスに対する本学の対応措置に従い、出張、会議、イベント等を中止又は延期した場合に発生するキャンセル料等の取扱いについて、別紙のとおりになりますので、貴部局の教職員へ周知願います。

〔 本件担当：財務課総務係
内線 4423/4199 〕

新型コロナウイルス対応におけるキャンセル料等の取扱いについて

1. 旅費のキャンセル料等に関する取扱い

新型コロナウイルスに対する本学の対応措置に従い、大学の用務で予定していた出張や外国人研究者等の招へいを中止又は変更した場合、当該旅行のキャンセル料等については、経費負担が可能です。また、会議、イベント等（以下、「会議等」という。）の中止や延期、外国における出入国制限等の本人の責めに帰さない理由による場合も、同様の取扱いとします。

これらに該当する場合は、部局の総務担当係に申し出て旅行命令等の取消等の手続きを行い、精算手続きに必要な書類を提出してください。

<精算手続きに必要な書類>

- ・ 出張を取消又は変更した旅行命令簿等
- ・ キャンセル料等の支払金額を確認できる書類（領収書及び明細書）
- ・ 出張を中止又は変更した理由について、事実の確認できる書類
例）本学の対応措置に関する通知、会議等の中止や延期を知らせるメール、外国における出入国制限等が記載されたホームページの写し等
- ・ 経緯を記載した理由書

2. 役務費等のキャンセル料等に関する取扱い

新型コロナウイルスによる影響で会議等の実施が中止又は延期となった場合、学会参加費、会場賃借料その他の会議等への参加又は実施にかかる経費のキャンセル料等についても、経費負担が可能です。該当する支出がある場合は、精算手続きに必要な書類を添えて、契約課又は調達管理課に申し出てください。

<精算手続きに必要な書類>

- ・ 予定していた会議等の規模及び概要が分かる資料
例）開催通知、プログラム、パンフレット等
- ・ キャンセル料等の支払金額を確認できる書類（領収書及び明細書）
- ・ 経緯を記載した理由書
- ・ 立て替えて支払った経費がある場合は立替払請求書
- ・ 会議等への参加に際し、出張を伴うものについては、出張を取消又は変更した旅行命令簿等

※キャンセル料を支出する財源は、原則として出張、会議等を計画した予算からとしますが、外部資金によっては、キャンセル料の支出が認められない場合もありますので、使用ルール等の確認をお願いします。その場合は、運営費交付金等（各教職員に配分された予算）から支出することとします。